

青年部会

平成31年度 青年部会定時総会並びに研修会

青年部定時総会並びに研修会が、平成31年4月17日(水)パレスグランデールにおいて開催されました。青年部会では、法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」との基本理念に立脚した意義ある活動であることから、青年部会活動の大きな柱として位置付けている「租税教育活動」を実施しています。今回は租税教育の目的、納税者の意識などを再確認しながら授業を検証し、部会員の講師養成と指導力の向上を図り、「租税教室講師研修会」を行いました。吉田匠寿副部長が講師を務め、学校教育としての租税教育、講師の心構え、授業を進めるにあたっての注意点や授業構成のポイント、副教材やDVD、一億円のレプリカなどを取り入れた小学校での授業モデルを紹介。ところどころに生徒の興味を引きつけるような話題を盛り込みながら上手に話をされ、参加者はメモを取りながら熱心に研修して理解を深めていました。



定時総会では、平成30年度事業報告、平成31年度事業計画および役員改選などの議案が審議され、満場一致で可決承認されました。

第40回公益社団法人上山青年会議所杯 春の選抜中学校野球大会

主催：公益社団法人上山青年会議所 共催：公益社団法人山形法人会

第40回公益社団法人上山青年会議所杯 春の選抜中学校野球大会が、平成31年4月14日上山市民球場で開催された。本年は40周年を記念として姉妹都市である宮城県名取市のチームが参加し、県内外の中学校14チームが出場。21日の決勝戦まで熱戦を繰り広げた。

開幕式では、(公社)山形法人会青年部 米本泰部会長より記念品が贈られ、選手たちを激励した。



米本泰部会長より記念品贈呈



県内外の中学校14チームが集結

でん でん でん 六豆
うま〜い豆♪

でん六 DENROKU
株式会社 でん六
本社 〒990-8506 山形市清住町3丁目2-45 TEL:023-644-4422
蔵王の森工場 〒993-3104 山形市蔵王の森1番 TEL:023-676-2666

女性部会

平成31年度 女性部会定時総会

平成31年4月19日(金)山形グランドホテルにおいて、女性部会定時総会が開催されました。長岡恭子部会長を議長に選任し、吉田通子副部会長より平成30年度事業報告、伊藤久美子幹事より平成31年度事業計画および役員改選についての提案と説明があり、審議



長岡恭子部会長

の結果いずれも原案のとおり可決承認されました。

山形税務署 長井拓也副署長からは、「税に関する絵はがきコンクールに毎年多くの応募があることに対し、税の関心を小学生に持ってもらい将来の良き納税者を育てていただいている」と感謝の意が表明されました。

引き続き懇親会が開催され、部会員同士が情報交換を交え和やかな雰囲気の中、親睦を深めました。



女性部会 定時総会記念講演会

「今大注目の発酵食品！その魅力を知る」



講師 金内 誠 氏

総会に先立ち、宮城大学食産業学部 教授 金内誠氏をお招きし、「今大注目の発酵食品！その魅力を知る」と題して、ご講演いただきました。金内先生は米沢市のご出身で、「おきたま伝承料理集つなぐ」の出版アドバイザー。微生物を利用した発酵技術の現状や機能性について分かりやすく解説され、天然酵母1200株から豆乳を固めるSCY003株を分離した新規発酵食品～豆乳チーズ～の試食をしながら、味噌や甘酒の作り方等発酵食品の魅力や正しい知識、歴史や文化を学びました。



「ダイバーシィ -Diversity-」とは、「多様性」という意味であり、性別、年齢、人種、文化、宗教、国籍、言語、障がいの有る無しなどを、個性や価値観の違いと捉え、包摂する「インクルージョン」の理念が基礎となります。

地域に根ざしたケーブルテレビをベースとしながら、インターネットサービスやSNS、映画、スポーツ、音楽などを通じて山形から全国、世界へと情報を発信してまいります。

お問合せ 株式会社ダイバーシィメディア (旧 株式会社ケーブルテレビ山形) 〒990-0025 山形県山形市あこや町 1-2-4 TEL 023-624-5000 FAX 023-624-5100

平成31年度版
(令和元年度版)

速報 税制改正のあらまし

*「平成31年度版 速報 税制改正のあらまし」は、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。
*平成31年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記してあります。

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
中小企業者等の法人税率(年800万円以下の所得金額)について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年800万円超	23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	所得金額が年800万円超	23.2%	—
	所得金額が年800万円以下	19%	15%

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置(1台160万円以上) ・測定工具及び検査工具(1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア(一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(10%)が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成33(2021)年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

(1) 特別試験研究費に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)
オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%(現行:5%)に引き上げられます。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)

総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられます。

Panasonic



パナソニック太陽光発電システム 発電量トップクラス。*

*1. 国内住宅用太陽光発電システム業界において。当社調べ。太陽光発電システム容量1kWあたりの年間推定発電量1,188kWh/kW [大崎市・HIT233/HIT240/HIT240α/HIT245α/パワーコンディショナVBPC255A4:96%(330V時)の場合。] 2013年6月現在。一般社団法人 太陽光発電協会基準「年間推定発電量計算式」に基づく。

発電量トップクラスだから
小さな屋根でも、たっぷり発電。

山形パナソニック株式会社

本社/〒990-2401 山形市平清水1-1-75 ☎(023) 622-5402 FAX (023) 625-7443

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増し措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(高水準型)

高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋(一定の耐震基準を満たしたもの)や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3,000万円を控除することができる制度です。

これまでは、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35(2023)年12月31日まで4年間延長されます。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと

適用時期

平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限あり)。

改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- ② 返礼品は、返礼割合が3割以下で地場産品

適用時期

平成31(2019)年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

III 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・ 被相続人の特定事業用資産(不動産貸付事業等を除く) 宅地(面積400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・ 特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件(認定相続人)	・ 承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・ 平成31年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・ 税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

適用時期

平成31年1月1日から平成40(2028)年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

改正案では、いすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)については、その対象から除外されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

世界にひとつだけ!
オリジナルラベルの
お酒を贈りませんか?

選べるお酒 × オリジナルデザイン

- ご結婚祝い ご長寿祝い ご誕生内祝い 各種記念日
父・母の日 ご退職 バレンタイン・ホワイトデー etc...



日本酒・焼酎
ワインなど
山形の地酒を
取り揃えています。

詳しくは

株式会社 大風印刷

〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘1-2-6

Tel. 023-689-1111



「新社会人の皆様へ」知って おいてほしい「1話」

五月になりました。今月から新元号が「令和」（れいわ）で新たなスタートです。さて、私の仕事や経験の面から「新社会人の方」に向けて「身近なお金」という面からお伝えしたいことがあります。厚かましいかもしれませんが、少しでもお役に立てれば嬉しいです。

「身近なお金」について知っておいてほしい7つのことをまとめました。参考にしてみてください！

- ① 財形など定期的に貯められる制度を利用して貯金。
- ② イデコ、つみたてNISAを利用してお金を育てる。
- ③ 保険の勧誘には注意。
- ④ 突発的に会社をやめない。
- ⑤ キャッシング、カードローン、リボ払いは使わない。
- ⑥ 「言葉巧み」なお誘いには要注意。

て、保障もついていると万能なモノと思われがち（勧められがち）ですが、実は「保険にしかできない事もありますが、保険ではできない事の方が圧倒的に多い」です。世の中保険だけじゃありませんからね。保険の見直し（余計な保険を削り、必要な保険だけをキープする）はこれからの時代大切になってきます。よく考えよう、お金は大事だよ！

私が銀行を退職した時の貯金は合計30万円でした。ある意味突発的に銀行を辞めました。仕事はないけど、支払いはあるし、税金もある。通帳残高があるみる減っていく恐怖…。私はすごく苦しい思いをしました。転職や独立は計画的に準備した方が後々楽です。

お金が出てくる魔法ではありません。『気軽に借りられますよ！月々の返済額はたったこれだけ！』と盛んに宣伝しています。お金を借りたら利息をつけてお金を返さないといけません。返済がずっと続くとお金に関して辛い思いをすることになります。

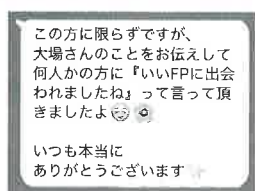
これからの時代は、本業+もう一つの収入の柱は自分や家族を守るため、そして様々な出来事に対応するために大切だと考えています。（会社によっては副業禁止のところもあります）ちなみに私も金融分野、その他の分野で収入の柱は三つあります。

巷ではサイドビジネスの勧誘が盛んです。

「会社員なんてやめちゃえ！楽に稼げるよ！」
やるかやらないかはその人の自由ですが、言葉巧みに誘ってきます。最終的には自己責任になります。
⑦ とりあえずググれ！
まずは「ググってみる」ことが大切です。いろいろな情報を手に入れることができます。初めから他人を盲信しないで、自分で判断できる、自分を守れることが大切です。

お金のことも同じです。僕のような考え方も一つのアプローチですが、別な考え方をしている方もいます。いろいろな経験をしている人がいます。僕は選択肢の一つです。
※ググる（動詞）：インターネットで検索すること。

私事ですが、お客さまからこのような評価をいただきました。
社会人生活では、悔しいことや理不尽なこともありますが、このように言葉にできない嬉しさや達成感を味わうことができます。社会人の醍醐味です。新社会人の皆様、頑張ってください！



プロフィール

ファイナンシャルサポーター



大場 脩

山形をベースに活動しているFP（ファイナンシャルプランナー）。

内銀行、現在に至る。「専門用語を使わずにわかりやすく教えてくれる」と好評を得るFP。趣味はスポーツ観戦、マラソン、料理犬、一人旅。
『ファイナンシャルサポーター』で検索！

広告掲載募集中！

貴社の商品・サービスをアピールしませんか？
広告会社発注データ、エクセル・ワードのデータも可能です。
お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】（公社）山形法人会
TEL：023-632-7852 FAX：023-632-5787
E-mail：yamagaho@yamagata-hojinkai.or.jp



リレー通信
ほうじんの家文庫



株式会社日
医工山形の創
業は一九七一
年、二年後創
立五十周年を
迎える。現社
長の三浦裕樹

氏は二代目である。大学卒業後、現
きらやか銀行に入行六年間渉外担当
その後富山市にあるメーカー日医工
株式会社に入社、その後日医工東京
営業所にて約二年間営業の経験を通
み、三十一歳で現在の株式会社日医
工山形に入社致した。

創業者の父・忠一郎氏の、厚生労
働大臣受賞、同年一般社団法人日本
ジェネリック医薬品販社協会の会長
就任(二期二年、現在四期目)に併せ、
七十歳と言う節目に達した事もあり
裕樹氏が二代目社長に就任致した。

「当社創業の約五十年前、ジェネ
リック医薬品が市場にでてまだ歴史
が浅く、日医工株式会社も創業して
間もなく、父と日医工創業社長とは
共に歩み、当社は山形県を中心に営
業をおこなって来ました。父は、現
在協会会長として東京、全国の協会
会員企業に元気で出掛けておりま
す」と裕樹氏。

ジェネリックを取り巻く環境は大
きく変わってきている。二十年ほど
前まではジェネリックへの認知は乏
しく、医師から処方される医療用医
薬品といえば先発品(新薬で最大十

年間の特許がある薬)がほと
んどであった。ところが、少
子高齢化が進み、増大する国
民医療費の抑制・保険財源の
確保などで、医療費の個人負
担増による家計への影響が憂
慮されるようになって来た。

ジェネリック医薬品は効能や安全性
など品質も先発品と同等の医薬品で
ある。後発品としてすでに特許申請
のすんだ先発品と同じ製法のものな
ので開発費が低く抑えられ、先発品
の約三分の一という安価な価格で供
給されているのだ。

また、近年はジェネリック医薬品
ならではの工夫で、医療機関・薬局
では処方しやすく、患者は服用しや
すいなど、メリットも沢山あるとい
う。業界では医薬分業が普通になっ
ている。ジェネリックにとっては当
初、薬剤師の仕事が増えて普及には



厳しい状況が続いた。しかし、国の
優遇制度等医薬品相互のインセン
ティブが高められ、ひろく国民の認
知を得られるようになってきた。

政府は、二〇二〇年九月までに
ジェネリック医薬品の使用割合を八
十%以上に引き上げる事を目指して
おり、市場の伸びは今後も暫く続き
そうである。一九九二年には、医療機
関・調剤薬局と製薬会社いわゆる
メーカーとの価格交渉が禁止され、
価格決定権は我々医薬品卸業者に移
行された。そして、二〇一八年四月、
厚生労働省は「医療用医薬品流通改
善ガイドライン」を発足しそのガイ
ドラインを遵守し、今後の企業運営
政策を確立して行くという。

「ジェネリックの大手メーカーには、
日医工の他に東和と沢井があります。
当社は酒田営業所、新潟に協力会社を
配置し販路拡大を図っています。協会
である一般社団法人日本ジェネリッ
ク医薬品販社協会認定、MS認定資格
受験制度があり、試験合格者は医薬品
情報提供資質向上を図
る目的でMS認定資格
(Medical marketing
Specialist) を与えられ
ます。当社の営業社員
全員が資格者として頑
張っております。ジェ
ネリックはすっかりブ
ランドになりました。

来年二〇二〇年以降が
勝負です」と、三浦社
長は意欲をのぞかせた。
次号では株式会社そ
めこや本店代表取締役
役 齋野国誉さんを訪
ねます。

今月は、**三浦 裕樹さん** [株式会社日医工山形 代表取締役社長]
次号は、**齋野 国誉さん** [株式会社そめこや本店 代表取締役]

吟醸生酒
大吟醸
壺天
こてん
男山 醸造元
山形市八日町二丁目四の十三
男山酒造株式会社



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

山形支社/山形県山形市諏訪町1-1-1
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社

山形支店/山形県山形市七日町3-5-20
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!



■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成
することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライタを準
備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等から
e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

e-Taxが24時間利用※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提
示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフィート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787